

熊本県交通安全対策会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、熊本県交通安全対策会議条例（昭和45年熊本県条例第59号）第5条の規定に基づき、熊本県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、会議の開催の必要があると認めたときは、その旨会長に申し出て会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、会議の開催の10日前までに委員に通知して行うものとする。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事務のうち緊急を要するもの又は軽易な事項については、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告するものとする。

(幹 事 会)

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会議の所掌事務について補助する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会は、議事の内容に応じ必要な幹事のみ招集することができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課で行う。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。